

法務の役割って何ですか？その10 7億円の課徴金の本当のダメージ

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

前回は、法務部門を中核とする経営の健全性が、キャッシュの増減にいかにか大きな影響を与えるかを説明するために、数字を使って損益計算書の税引後利益を生み出す構造を示した。その結果、シャッターカルテル事件における7億円の課徴金の例を出して、その課徴金が、469億円の売上高を喪失したことに等しいことを述べた。

今回は、7億円の課徴金が、469億円の売上高を喪失したことに等しいことを計算式を示して、説明することにする。そのことによって、法務の役割を強化することが、経営の効率性に大きく貢献すること、つまり、法務部門が利益、成長、生産性において、中核の機能を果たすことが理解できるようになる。

前回示した損益計算書を用いて、金額の単位を億単位で示すことにする。

売上高	1000 億円
経費	▲ 975 億円
特別損失	0
税引前の利益	25 億円
税金	▲ 10 億円 (25 億円× 40%)
税引後の利益	15 億円

課徴金の7億円は、会計上は、特別損失として税引前の利益を7億円減少させる。したがって、会計上、税引前の利益は、25億円－7億円＝18億円となる。

では、それによって、税金はどうなるのか。

課徴金に関しては、税法上、損金として認められない。そこで、税金計算をする際には、課税対象額として、税引前の利益である18億円に課徴金7億円が加算されることになる。この場合における税金計算は、つぎようになる。

$(\text{税引前の利益}18\text{億円} + \text{課徴金}7\text{億円}) \times 40\% = \text{税金}10\text{億円}$

その結果、税引後の利益は、つぎようになる。

$\text{税引前の利益}18\text{億円} - \text{税金}10\text{億円} = \text{税引後の利益}8\text{億円}$

課徴金の7億円によって、税引後の利益が、15億円－8億円＝7億円減少したことになる。つまり、カルテルという不祥事がなければ、税引後の利益が15億円であったのに、カルテルによって課徴金7億円を納付することによって、税引後の利益が7億円減少したことになるのである。

この税引後の利益の7億円を上げるために必要な売上高は、いくらになるのか？

前回示したが、67倍のレバレッジ倍率があるので、以下の計算になる。

$\text{税引後の利益}7\text{億円} = 7\text{億円} \times 67\text{倍} = 469\text{億円の売上高}$

つまり、カルテルによる7億円の課徴金は、売上高469億円を喪失したに等しい。

7億円の課徴金は、7億円の意味を遥かに超えたダメージを与えるのである。次回はこのダメージの大きさをさらに分かっていただくため、経費におけるダメージに触れることにする。すなわち、7億円の課徴金は、約457億円の経費を無駄にしたことを示すことにする。

鳥飼重和 (とりかい しげかず)

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。